情報提供契約書

「令和７年度介護予防に係るKDB等データ分析事業」に関し、兵庫県と株式会社◯◯◯◯（以下「乙」という。）が締結した業務委託契約（以下「原契約」という。）に基づき、◯◯市町（以下「甲」という。）が乙に対して個人情報を含むデータを提供することに関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　本契約は、原契約に基づく業務の遂行に必要な範囲で、甲が保有する個人情報を含むデータを乙に提供することに関し、必要な条件および取扱いについて定めることを目的とする。

第２条　甲は、原契約の分析を行うため、分析に必要な情報を乙に提供する。提供に要する費用は乙の負担とする。

第３条　乙は、甲から提供された情報の取扱いについて、原契約および別記「個人情報取扱特記事項」に従い、適切に管理しなければならない。また、当該情報が個人情報であることを認識し、関係法令を遵守するものとする。

第４条　本契約に定めのない事項については、原契約の定めに従うものとする。

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲・乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和７年　　月　　日

甲　〔所　　在　　地〕

　　〔名　　　　　称〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔代表者の職氏名〕　　　　　印

乙　〔所　　在　　地〕

　　〔名　　　　　称〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔代表者の職氏名〕　　　　　印

【個人情報取扱特記事項】

|  |
| --- |
| （基本的事項）第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。（収集の制限）第２　乙は、この契約および原契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。（目的外利用・提供の制限）第３　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約および原契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。（安全管理措置）第４　乙は、この契約および原契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。（廃棄）第５　乙は、この契約および原契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。（秘密の保持）第６　乙は、この契約および原契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。（複写又は複製の禁止）第７　乙は、この契約および原契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。（特定の場所以外での取扱いの禁止）第８　乙は、この契約および原契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の事務所内において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。（事務従事者への周知及び指導・監督）第９　乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。（責任体制の整備）第10　乙は、この契約および原契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。２　乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。（再委託の禁止）第11　乙は原契約の委託事務の一部を第三者（乙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。２　前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。３　乙は、原契約の委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（３次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、４次委託等以降も同様とする。４　再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。５　乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。６　乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。（資料等の返還等）第12　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。（立入調査）第13　甲は、乙及び原契約の再委託先がこの契約および原契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。（遵守状況の報告）第14　甲は、必要があると認めるときは、この契約および原契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。２　乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。（事故発生時における報告）第15　乙は、この契約および原契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。２　乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。３　甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。（契約の解除）第16　甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。２　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。（損害賠償）第17　甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。第18　本特記事項に定める甲の権限は、甲が乙に提供した個人情報に関連する事項に限られるものとする。なお、甲が提供した個人情報を基に乙が作成した資料、または甲が提供した情報に関連して乙が自ら収集し、若しくは作成した資料等も、当該個人情報に関連するものとして甲の権限の対象に含まれるものとする。 |

当契約書は、市町毎に作成する。

個人情報取扱特記事項は、市町の事情に応じてそれぞれ異なった文面になる可能性がある。